

実相律師による『真言律行問答』批判

佐 竹 隆 信

一、はじめに

実相律師（一七〇五～一七六八）は筑前国千如寺（福岡県糸島市の大悲王院）を中心に江戸時代に活躍した僧侶である。実相は多くの師のもとで研鑽を積み、千如寺を中興した人物であり、四分律に依る律師でもあった。実相の略歴については、以前、拙稿「東長寺所蔵『開祖即禪実相大和尚伝記』の紹介と翻刻」にて些か述べた。^二

この実相の著作に『旭照霜露編』があり、その内題下に「弁真言律行問答訛^三」と確認できる。ここに記されている『真言律行問答』とは、安芸国（広島県）福王寺の学如（一七一六～一七七三）が著した書である。この中で学如は、『三学録』等を根拠に“真言僧は有部律に依って受戒し、持戒すべきである”と主張している。

また学如は『真言八祖有部受戒問答』「芸州福王寺学如畔曉奉啓」を合わせて仁和寺別当の真乗院宥証（？～一七六四～？）に奉呈し、福王寺を有部律復興の道場とした。^四しかし、これに対しても反論を

述べた人々がいた。それが実相をはじめ、鑑真以来の四分律に依る僧侶たちである。

つまり、この『旭照霜露編』は『真言律行問答』における学如の主張を批判した書であり、江戸期における四分律に依る僧侶の貴重な反論書といえよう。そこで本論考においては実相撰の『旭照霜露編』と『真言律行問答』を用いて、その主張を比較検討したい。^五

尚、『旭照霜露編』を用いるに際し、研究のご許可をくださった龍谷大学図書館に対し、ここに記して感謝の意を表したい。

一、『旭照霜露編』について

現在、『旭照霜露編』は龍谷大学図書館所蔵本以外、その所蔵を確認できない。本論考で使用するテキストは、龍谷大学図書館の御厚意により写本のマイクロ撮影した紙焼きを送って頂いたもので、現物未見のため詳細な書誌については不明である。しかし、本書の奥書に「維明和五年戊子正月自誓受戒菩薩戒苾芻即禪實相^(一)閣筆於築紫雷山千如寺瑜祇室」（以下、本文の引用について疑問な点は、私見を加えて書き下しにした）とあることから実相が一七六八年に千如寺にて著したことが分かる。^六そして批判の対象となる『真言律行問答』（一七五九年）が著されて約九年経つことから、この間に学如の主張が広く知れ渡っていたことがうかがえよう。

また本書の末尾に七

上来、弁ずる所は、彼の清規は律密に依らずして、妄りに開制を恣に簡ぶ。行事を有部律に取ることを破するに非ず。それ有部は五部の一にして、載て三学録に在り、豈、依行せざんや。吾、冀う所は、その柱礎を堅し、その泉源を深くして長く伝え、広流せんことを。ああ、老耄にして病めり。操觚に忍ばずと雖も、彼説の初學擬誤せしことを恐る。護法護生また已むことを得ず。尸遷眼鼈を撰して以て正義を顯示し、霜露編を著し以て、その訛偽を弁ず。予、嚮きに經主義、教時義、阿字觀、受戒方軌、六相自然一掌鏡等の書を撰し以て、自意染を述ぶ。設ひ旧説の義、左右あると雖も、衆生をして悪に隨わせて罪を造るの失なきを以て、深く筐中に秘して世に出さず。此編は乃ち以てこれを同志に呈す。

とある。これによれば学如の唱える律は、自身の考えを思いのままに提示したものであり、律密とは言えない。しかし、私（実相）は、有部律自体を排斥しているのではなく、むしろ『三学録』にあるように、その本質を正しく伝えてほしいと願っている。しかし、学如の主張には訛偽（誤り）があり、初學の者を惑わしかねない。そのため『秘密一乘尸遷眼鼈』、『旭照霜露編』を著して、その偽りを正した、と主張している。

その『旭照霜露編』の内容について、上田天瑞師の『戒律の思想と歴史』では学如撰『弁旭照霜露編』実相律師による『真言律行問答』批判

の内容から左記の通り推測を加えている。その内容をみると、^八

(一) 学如師は小律を軽んじ、これが寛縦を推称し、謹奉のものを毀訾し、小戒にとらわれざるを大乗の行とするも、これ全く經軌に異する説なり。小乗を守り、その上に大乗を守ることが大乗の通規にして、持者の心意により小戒は直ちに大戒となるなり。大乗は機根勝るが故に教利益々急なり。何れの經軌によりて大乗は戒の寛縦を説くや。大乗と称して小乗を誹謗するは、仏法を破壊する惡魔、獅子身中の虫なり。

(二) 学如師は乘戒寛急の説を立て戒の寛を勧むるも戒なくして定惠はありえず、故に經論を読誦するのみにては増乗業（經論専門）もあり得ざるなり。

(三) 官位に昇り絹衣を着することは、祖師の遺風なりとてこれを勧むるも、これ仏祖の意に反す。任官は祖師の本意にあらず、己むをえざりしなり。絹衣のごとき仏意よりいえば用うべからず。小乗律の十種衣中に絹衣、これ鹿苑單三藏の説にして大乗は許さず、廢教となれるものなり。また紫衣の如きは則天武后的時薛義が初めて用いしものにしてこれ瑜伽論の憎慢不受請施戒、嫌根不受重宝戒を謬解せしによる。この戒は利他のために絹衣重宝を受くるをうるとするものにして、自用のために受くるを許すにあらず。

(四) 真言の寺を官寺といい、僧を官僧といい、また錦繡綾羅を官衣と称するなどのことは仏祖社多の精神に反し、いたずらに世俗の高貴を求むるものなり。寺は伽藍道場たるべく、法衣は皆袈裟

なり。官の名を存することと仏意に不相応なり。

と述べられている。しかし、ここで『旭照霜露編』を確認すると、上田天瑞師が指摘されている以外にも「雜住」、「兼学」、「南海寄帰内法伝」等の問題が確認できた。本来であれば、その内容について言及しなければならないが、詳細については別な機会を期し、本論考では『真言律行問答』より続く「兼学」、「官位・官寺・官僧」、「戒壇」の問題に焦点をあてて検討を行っていきたい。

三、『御遺告』における兼学の問題

(イ) 律宗の兼学

空海撰とされる『御遺告』では「末代の弟子等に三論法相を兼学せしむべき縁起」として、真言僧は三論・法相を兼学することを提示している。^九 学如は、これを根拠として『真言律行問答』の中で兼学について自論を展開している。^{一〇} まず学如は『御遺告』について^{一一}

高祖は三論・法相兼学すべしとの遺囑はしたまえども、御在世流行せる律宗兼学せよとの提撕は聞こえざることなり。

と述べ、法相や三論をあげているが律をあげてないとして律宗の批判を展開している。^{一二} つづいて学如

古へ日本に八宗盛なり。その中律宗は三藏の中に於て律に依て宗を立て、唐の終り南山の道宣を祖とし、鑑真がこれを日本へ伝えたまえり。これ則ち大乗の三聚戒の行者とはいえども、小乗の律一学を専要として立てたれば律宗とは呼ぶなり。

と述べ、律宗は律に依つて宗を立てていると主張している。^{〔一四〕} また学如は楳尾と西大寺を比較して

興正時代の律行と今時の律行とは恐は差異あるべし。興正はもと醍醐の真言僧にてありける故、西大寺律興隆の後も真言を専らとし、^{〔一五〕} 一固の法流今に相承せり。楳尾の風は三学の中唯律のみを行じて、密軌を廃せるに似たり。故に真言宗には甚遠し。

と述べている。本来、楳尾は智泉（七八九～八二五）の開基とされ、明忍（一五七六～一六一〇）律師が中興したように、歴史的にみても真言宗の寺院である。しかし、学如は西大寺は真言を修しているが、楳尾は真言を排して、専ら律を修しているように見えると捉えている。また同様に学如は^{〔一六〕}

高野の学侶に良永と云う人あり。明忍に隨て進具し律法を伝えて山に帰り、真別処に律院を興隆して圓通寺と名づく。良永の資明空、々々資真政、々々の資快圓房惠空なり。快圓真別処を法雲に譲て、その身は泉州に至り、大鳥山神鳳寺を中興し律の一本寺とせり。また楳尾の慈忍房惠猛と云う人、河内の野中寺を中興せり。この時より如法律宗天下に盛んなり。これ等の律場皆楳尾より分かれ出でたれば南山道宣を本祖師とし、興正、明忍を中興の祖師として弘法大師をば他宗の祖として

その御影をも安置せず。

と述べ批判している。しかし、槇尾と同様に真別処、神鳳寺、野中寺等の諸寺は、いずれも真言寺院である。学如が指摘する良永（一五八五～一六四七）をはじめ、これらの諸師はいずれも密教を学び、その法灯を継いでいる。そのため真言僧であり、律を行じていたとしても、真言宗を捨ててている訳では無く、宗祖を傍らにし、真言を疎かにしていたと批判するのは難しいように思われる。

ここで実相の主張を確認してみたい。まず実相は一七

真言の律行を中興せんがためにして、四分律宗を中興するためにはあらず。

とし、興正菩薩叡尊（一一〇一～一二九〇）は真言の律行を中興したのであり、四分律宗を中興したわけではないと述べている。その根拠として一八

興正大士真言律行を中興せんと欲するに有部の絶絃年已に尚なり。四分は授受すといえども、ただ是れ軌行のみ。故に自ら歎して曰師承無きことを奈せんと。^(マ) 及ち遂に瑜伽等に依りて、自ら誓いて菩薩の三聚淨戒を受く。菩薩の自誓受戒を中興すと謂うべし。いまだ四分律宗を中興することを聞かず。…中略…本朝の風軌聖武より以来た四分を依学す。此風範に依りて、ただ律儀戒を四分律に取りて四分律宗を中興するには非ず。興正の本宗は是真言宗なり。戒行は即是れ菩薩大戒なり。瑜伽梵網を兼学すと謂うには非ず。

と述べている。これによれば叡尊は真言の律行を復興しようと試みたが、有部も絶えて久しく、四分律

に依る受戒もあつたが形のみであつた。そこで『瑜伽論』をもとに自誓受戒を行つて三聚淨戒を発得した。そのため叡尊は自誓授戒を中興したのであり、四分律宗を中興したのではない。また日本では伝統的に四分律に依る授戒を行つてきたが、叡尊の本宗は真言であり、瑜伽論や梵網を兼学しているわけではないと主張している。また実相一九は

『付法伝』に「四分を兼学し三藏に該通す」とは、但し兼該相対して文法綺互す。別の深意なし。もし兼学を執して自宗にあらざるが故に兼ぬと言ふと謂はば、則ち金智の伝には六年大小の律を學し、偏く十八部の律を聴んと曰ふ。既に兼の学なし。まさに是れ金智は本所受にあらざるの十八部をも自宗とし、惠果は本受の四分をも尚他宗とす。師資の見識、奈んぞ牟盾マダせるや。

とし、惠果と金剛智の例を挙げ、学如の「兼学」の主張を否定している。さらに実相一〇は

三論法相兼受すべしと言えども、この誠に違するは則ち我弟子にあらざると言わず。律は余らず。『承和の遺誠』に東大寺において具戒を受けて、三年練行せしむ。『弘仁の遺誠』に、「もしこの誠に違すれば我弟子にあらず」と。責むること何ぞそれ切なるや。何ぞ提撕を聞かずと言うや。

と述べ、学如が兼学という問題について『御遺告』や『遺誠』を混同して認識している点を指摘し、その誤りを批判している。

また兼学の問題については、日本に戒律を伝えた鑑真が元々天台の僧であったことからもわかるよう

に、律宗は何れかの宗に付属する形で研鑽されてきた。つまり、出家僧は四分律を受ける時点で、すでに兼学していることを考えれば、『御遺告』の兼学の問題から律宗を批判するのは難しいと言えよう。

(口) 四分律の受持は他宗か

まず学如は「雜住」について^{一二}

今時の律僧は西大寺の流れを受けたれば、四分律を表の本宗とし、真言を内の兼学とし、元より真言宗なる人もこの流に入りぬれば、他宗を兼学する故に、兼律とは呼ぶなり。真言寺は皆官地なれば律宗兼学の入住すまじきを。

と述べている。これによれば、真言律宗は律を主とし、真言を助としているため、真言僧でも、そこに入ったならば兼律と呼ばれる。そして真言の寺院は官地のため律宗兼学の人は住すことはできないと主張している。ここで『旭照霜露編』をみてみると^{一三}

大師の門徒に非ざる者は雜住せしめずと曰うは天台等を謂う。学律の者を謂うにはあらず。それ受戒は出家の通規なり。何んぞ受律者、是れを他宗と言んや。

とある。これによれば空海が雜住を否定したのは天台宗等の僧であり、律宗を指したものではない。そもそも受戒とは出家するにあたり、通規として受戒するものであるから、他宗と称すのは間違っていると批判している。さらに実相は^{一三}

今、受律の者を貶て他宗となせは、則ち豈に經軌(ママ)祖誥に辜負するものあらずや。況やまた大師も原と四分の師なり。奈何んそ四分を憎嫉すること、今時の人の若くならんや。四分を受けると雖も、四分に偏ならず。有部を須ゆと雖も有部を執せず。豈、真に三乘に達し顕密を融会して三世諸仏の法藏を決了するにあらずや。若し然らずんば、奈何んぞ、『弘仁の遺誠』に「大小顕密諸戒等しく護持すべし。寧ろ身命を喪失すとも此の戒を犯すこと莫れ。若し此の戒に違せば、我弟子にあらず」と曰ふや。既に我弟子に非すと曰ふ。まさに遺誠に違がふは、是れ他宗なるべし。

とあり、今、受戒した者を他宗と呼ぶのであれば、經軌や祖師の教えに背くことになる。そもそも空海も四分律で受戒しているが、四分律に偏っておらず、『三学録』に有部律を学べと記しているが、實際に行じてはいない。『弘仁の遺誠』には大小顯密の諸戒を等しく護持し、破戒しないよう厳しく戒められている。しかし、彼（学如）は、四分律を学ぶものを、我が（空海）弟子ではないとするが、その主張こそ、まさに『遺誠』に違反するものであり、他宗の者となろう、と述べている。つづいて実相(一四)は

慧果(ママ)は四分を兼受すと曰う。金智は大小十八部の律を遍受すと曰う。皆他宗なるべし。興正瑜伽に依りて自誓受戒して律儀戒を『四分疏鈔』に取る。『四分疏鈔』遍く大小三藏を用ゆ。その後二聚をば遍く大乘律を用ゆ。此れ若し他宗なれば大師、慧果、金剛智等の師も皆まさに他宗なるべしや。と述べている。これによれば、惠果は四分律を兼受し、金剛智は十八部の律を遍受している。これは他宗ということにならうか。叡尊は自誓受戒を行い、『四分律鈔』にて撰律儀戒を学び、撰善法戒と撰衆

生戒は大乗の律を用いた。もし叡尊が他宗であるとするならば、空海、惠果、金剛智の諸師も皆他宗となってしまう、と指摘している。

『御遺告』を根拠とした「兼学」の問題について、実相が指摘するように、惠果や金剛智の例、学如の『御遺告』と『遺誠』の混同等を踏まえると、その根拠となる点に些か矛盾点が見いだせた。そのため『御遺告』と「宗」の認識からくる槇尾等の諸寺、良永等の真言僧への批判は難しいと言えよう。

また実相が主張するように『御遺告』の「雜住」で示されている天台等の僧、真言律宗の真言を本宗としていること、四分律受持により真言諸師の他宗となる問題等を考慮すれば、学如の思想が独特であったと言えよう。

四、官位・官寺・官僧の問題

学如は『真言律行問答』にて官位・官寺（『真言律行問答』では官地）・官僧について言及している。この問題を取り上げるにあたり、学如の認識を整理すると左記の通りとなる。

- ・官位→不空の「開府儀同三司試鴻臚卿肅國公贈司空」や真言宗の諸師が就いた僧綱等を指す。
- ・官寺→本来であれば勅願寺等の特定の寺院を指すが、ここでは「真言寺」（すべての真言宗の寺院）

とする。

- ・官僧→『真言律行問答』等では明記されていないが、官位に進み、官地に住む真言僧を指すと考えられる。

これを前提として学如の主張を確認していきたい。まず学如は一五

律宗と禪宗とは、官位に昇進せざる宗旨なり。真言天台等は官位に進む宗旨なり。此の格、佛制にあらずといへども其の宗々の祖師と國王との佛教紹隆の方便より、出で來りしものにして亦佛教に違することなし。

と述べている。これによれば律宗と禪宗は官位に進まず、真言や天台は官位に進む事を宗旨としている。本来、このような決まりは仏制ではないが、宗派の祖師が仏法興隆のために用いた方便であるため、仏祖の教えから外れたものではないと主張している。また学如は律僧について一六、

それとも若し深信の機の化他の力微にして興隆を恐るる意ならば、いかにも世の塵を厭ひ官途に進まず。官地に住せず。三衣一鉢にして人事を避け、深山の奥柴の庵に心を澄し、事相教相の多事も止て一尊一行の三昧に入て、王候大人の喚請ありとも迹を隠し、名を埋て三輪の僧都のありさまならむこそ、ありがたく貴かるべし。然らば官地の住持職をば望むまじきものなり。

と述べ、律僧に化他・方便の力がないならば、官位や官地（官寺）を離れ、深山の庵に籠り、密行を修

して三昧に入り、天皇や幕府等からの招聘も断るべきであると主張している。さらに学如は、

八祖嫡傳の大法を擔ひ、人法を興隆し、佛日を耀し、沈淪の迷途を照らさんと、濟度の門に向ふ意樂ならば、是れ即ち信解の大機なり。『理趣經』に謂所「菩薩勝恵の者は乃至生死盡まで恒に衆生の利を作し、涅槃に趣かず」とは已是れ佛果を目がけず。菩薩の位に住し、八大祖師の意樂の如く、王侯に交り貴賤に親み塵中多事を屑もののかずとせず。官位に進み、寺院に住し、若し王侯の機嫌に隨ては錦繡綺羅の衣も着し王侯長者を攝得するは吾宗常の所作是を以て大法幢を扶立し、寺基を堅固にすべきことなり。

と述べ、仏法興隆のためなら、官位にも進み、時には錦繡綺羅の衣を着て、王族や幕府と交流することが八祖の意向であると主張している。そのため真言の僧は必ず官位に進み、官地（官寺）に住すべきだとしている。この問題に対し、まず実相は「官位」について

大祖毘盧遮那、本師釈迦如來、龍猛、龍智等、ただ仏位に登り、菩薩の位に證して白衣に從いて官位を受けず。まさにこれ声聞の習氣熏入するなるべし。大乗の菩薩は、なお金銀を輸して官位に登る。況や天子より強いてこれを賜與し玉をや、まさに速やかに拝受すべし。不空三藏および我が大師表を奏して固辞するも、これまた小乘狹識の餘習なるべし。

と述べ、大日、釈迦、龍猛、龍智等の諸師は、仏位に登り菩薩の姿を示しているが、俗世間の官位は受けていらない。これは声聞であることの習氣が阿頬耶識に熏入しているからである。しかし、大乗の菩薩

は官位に登るのであるから、天子より官位を賜るのであれば、受け取らないわけにはいかない。ただ、
不空や空海が官位を辞したのは、小乗の狭い見識の残り香からであろう、と指摘している。

つづいて実相は「官寺・官僧」について

出家の住拠を伽藍、毘伽羅、拓闢提舍等と言ふ。また出家人を沙門、釈氏、苾芻、僧伽等と言ふ。
また密部軌には真言行人、修瑜伽者、最勝乗者、法界宮曼荼羅道場、密嚴仏国、華藏界、光明心殿
等と言ふ。いまだ官寺・官僧等と名けることを得ず。・中略・官寺と曰はば、則ち官人の省署等に
準ずるなり。今に秘密漫拏羅道場、設ひ欲界に於いて建立すと雖も、密嚴華藏世界法界漫拏羅道場
となすべし。

と述べている。これによれば、出家者の住む拠を伽藍、毘伽羅、拓闢提舍等といい、出家者を沙門、釈
氏、苾芻や僧伽等と言う。また密教の經典等には真言行人、修瑜伽者、最勝乗者、法界宮曼荼羅道場、
密嚴仏国、華藏界、光明心殿等と言う。官寺・官僧等と呼んではいない、と批判している。そして官寺
というのは、官人の省署等に習ったものであり、今、秘密漫拏羅道場を欲界に建立したとしても、密嚴
華藏世界法界漫拏羅道場というべきである、と主張している。

実相は学如同様、「官位」に登ることを許す意向であるが、その主張同士を比較したとき、些か差異
が感じられ、同様に「官寺・官僧」についても、学如の主張と実相の指摘が噛み合ってないよう見受け
られる。

以上のことより、学如と実相の「官位・官寺・官僧」に対する認識には、それぞれに独特の見解があり、すれ違いがあったと言えよう。

五、戒壇の問題

学如は有部律の受戒に際し、四分律の戒壇を共通して用いることができると主張している。その根拠として、他部登壇を禁じる文書が無いことを挙げている。しかし、金剛智が不空に授戒するために別に有部の戒壇を作ったことを考慮すれば、共通して用いるのには問題があると思われる。^(三一)

まず実相は日本伝統の受戒について、^(三二)

夫れ聖武上皇鑑真大師を請て三戒壇を築き、鑑真大師を大和尚と称して諸宗の受戒を和尚に一任せん。以来た本朝一統して四分を受学す。諸宗受戒、三壇主宰の人に一任す。『承和の遺誠』に東大寺にして三年練行せしむ。然るに彼の寺は是れ四分受学の地にして、いまだかつて有部を受学することを聞かず。実慧等の師、遺誠に依準して東大寺にて具足戒を受けること並びに記伝に見ゆ。

と述べ、鑑真が戒律を伝えて以来、日本では四分律の受戒が行われ、実慧以下、諸師の受戒も四分律により行われてきたと指摘している。つづいて実相は他部雑登について、^(三四)

古の時諸宗皆四分なるが故、諸宗通じて登るを將て他部雑登の證と為し難し。設ひ遇、他部有ると

も諸律の文に準ずるに、他部異見互に足数せず。互いに法を共す。南京七大寺の諸師、豈にこの釈律文を見ざるべけんや。古の時にあたり、南京七大寺の立義、太はだ厳なり。既して叡山築壇を許さるときは、則ち恐くは他部雜登を許さず。然るに明文なれば、事実を覗らかにし難き、その疑においては蓋し闕如す。

とし、諸宗の僧はすべて四分律であつたから、学如が主張するように諸宗が戒壇を共通で用いたことを理由に、他部雜登の証とするのは難しいとして、もし他部雜登があつたとしても、律の内容が異なつてるので共に受戒ができない。また南都の僧統が、比叡山の戒壇建立を許さなかつたことを考えれば、他部雜登もゆるしていなかつたであろうと述べている。尚、実相が南都七大寺の立義をここに引用する意味については不明である。ここで実相は他部雜登の明確な記録がないと述べているが、『旭照霜露編』には三五

靈雲法明師の意ろ、謂へらく、本朝の三壇は四分結界なり。他部登壇受戒を得ずと。

とあるように、靈雲寺の法明三六（一七〇六～一七六三）の説を挙げ、他部登壇を否定している。さらに『旭照霜露編』をみてみると三七

本朝、方に戒壇を築く。五部の律に於ても、片言隻字も三壇登ることを禁ずるの文無し。理、よろしくそれ然るべし。豈それ然らざらんや。今登壇を得るや否やを確論せんと欲さば、則ち、まさに須く餘部異見互に足数を成す。法事を成するや否やを研覆すべし。

と述べている。彼（学如）は日本では戒壇を築いて以来、五部の律に、異部の登壇を禁ずる文書がない、と主張しているが、行儀を考慮し、法事が成就するかを検討し、明らかにしなければならないと指摘している。その根拠として実相^{三八}は

結界、解界、受戒、捨界、説戒、安居、随意等の法、餘部異見邪正中辺互に足数せず。互に成就せず。何故餘部異見互に足数ならざるや。

とし、これによれば結界、解界、受戒、捨戒、説戒、安居、随意等の法は、部派ごとに規則が異なるため、共通して用いることができない、と述べている。さらに実相は三九

彼れ諸宗通じて登る故に、他部登るべきの理ありと言うは人情の道理にして律の理に非ず。情に任せて開制せば依用し難し。然る所以は、一には、戒律の開制は唯金口に出るが故に。二には、四白墨印、仏に隨いて聞くと雖も、三蔵の文と相応せざれば、則ち取用せざるが故に。三には、涅槃法に依りて、人に依らず故。

とし、彼（学如）は、「諸宗通じて登ることから他部も登壇できる」というと主張は人情であり、律本来の理ではない。その人情から特例を作つても用いるのは難しい。その理由として、一つ目には、律は仏が述べたものであるため。二つ目には、仏から直接教えを聞いたとしても、三蔵の文と異なれば、採用しないため。三つ目には、涅槃は教えに依るのであり、人に依るのではないため、と根拠を挙げて否定している。前述のように学如の他部登壇の主張の禁じる文書がないという根拠だけでは、如法という

視点からみても認めることはできない、と批判している。また実相は受戒について

四〇

諸部の小乗の羯磨受戒は、必ず従他受にして、これを大乗に檢するに、瑜伽に略纂、唯識樞要、法苑義林、円測、恒景、惠倫等の師、並びに瑜伽に依る。小乗別受出家五疏の戒は必ず従他受と言ふ。必ず従他受なるが故に、師もまた師に隨ふ故に、祖承有り。もし祖承を闕すれば成就せず。これによりて驗して知ぬ。四分の師あると雖も、これに隨て有部戒を受くべからず。況や今時四分の師無きをや。

と述べ、諸部の小乗の受戒は必ず従他受の形をとり、大乗においても瑜伽戒に従つて、小乗の別受従他受の形をとる。そのため師資相承していくのであるから、四分律の師から有部律を受戒することはできない。そもそも今時は、四分律の師ですらないのに、どのように受戒するつもりでいるのだろうか、と指摘している。そして実相は三師七證について四一

彼れ七證は是れ他部の師と言うとも、有部の文に違す。それ受戒は十師同秉す。必ず十師、是れ有部師なるべし。今の時にあたり、天下久しく絶て有部師なし。有部を再建して有部受を行づるに彼れ初受戒の時何の三師に隨いて有部戒を得して、他に有部戒を授与すること得るや。自ら得戒するに他なし。奈んぞ他に授けること得んや。(マ) 反かに伝えこれを聞く。初受の戒時、通受の茲芻を以て師證とす。豈に自ら言はずや。必ず三師はこれ有部なるべし。師、即ち此の三師もまた有部師に受くべし。他部の師、他部の戒を授ける理なしと。

とし、彼（学如）は七證について他部の師で良いと主張しているが、それは有部律の文に違っている。十師は必ず同じ部において受戒した者でなければならない。今時は、日本に有部律の師が絶えて久しいが、彼（学如）は、いかなる三師に従つて、有部の受戒を行つたのか。自ずから得戒する以外にほかないのに、また他の者に有部を授けることができるのであろうか。伝え聞くところによれば、学如が初めて有部戒を受戒した時に通受の比丘を師證としたと言うが、その師が有部の師であると、どうして言わないのであるか。また、有部の師にいらなければ、有部の戒は受けられない。何故ならば他部の戒を授けることができないから、と指摘している。ここでも実相が言うように、有部律で受戒するにあたっては、三師七證についての問題、他部となる四分律の師からの受戒、もしくは教示等の所作を考慮すれば、学如の説に多くの疑問が残る。

以上のことより、実相が指摘する通り、有部律での受戒は三師七證や他部授戒、如法の所作の問題から考えても日本では行われておらず、その時代（江戸）においても用いるのは難しいと言えよう。しかし、円行の有部律受戒の由来（『小野六帖^{四二}』や『入唐五家伝^{四三}』に確認できる）については、日本における三師七證の問題を考慮したとしても、もう一度再考する必要があるようと思われる。

六、結び

『旭照霜露編』を通して、実相の主張を考察してみたが、抑々、実相自身は有部律 자체を否定しておらず、むしろ『三学録』に有部律が挙げられているのを考慮し、有部律が正しく弘まることを願っている。しかし、実相は学如の指摘（偏見）が四分律を誹謗し、如法ではないため『旭照霜露編』を著したと述べている。この後、学如は実相の『旭照霜露編』に対して『弁旭照霜露編』を著しているが、その書は未見である。そのため内容等については別な機会を期したい。

「兼学」について、学如は独特の歴史観を以て、律を中心とした主張を展開している。特に四分律派に対しては、律を主とし、真言を疎かにしていると批判している。これを受けて実相は、学如が指摘する四分律派の僧は真言を本として、あくまでも律は兼学であると主張している。ここで当時の共通認識において「兼学」という言葉の概念、認識がどのように捉えられていたかは不明であるが、少なくとも学如と実相の論争、根本的な意見の違いを考慮すれば、学如の思想が特異であったと言えよう。

次に「官位」の問題において、どこにも官位に進む事は明記されていなく、ただ空海が少僧都になつた記録がみられるだけである。^{四四}そもそも空海は官位を辞退したいと願い出ている。これに基づき真言僧の官位に関する宗風をあげるならば、真言僧は官位に進まない意向であったと言えるのではないだろ

うか。『御遺告』「東寺灌頂院は宗徒の長者大阿闍梨、検校を加ふべき縁起」第六には「灌頂阿闍梨は門徒の内に最初に成立せし者を以て御願を修せしむべし」^{四五}とあり、この成立は僧綱に列したことされている。^{四六}したがつて学如の主張にも一定の根拠は見られるが、『御遺告』が空海のものでは無いことからすれば空海自身の意図ではなかつたとはいえよう。また実相の主張する『遺誠』との矛盾の問題は解決していない。)

そして「官寺・官僧」について、東寺や仁和寺等は官地と言つことができるであろうが、それ以外の真言寺院すべてを官地ということはできない。そして当時の全ての真言僧が官位（僧綱）に進むことは不可能であり、そのほとんどが凡僧であつた。そのため学如は官位・官地が、わずかで限定されたものであることに気付いていなかつたと考えられる。しかし、学如は「衣」に関する考え方からもわかるよう、仏法興隆の方便という点を重要視していた。^{四七}そのため空海が少僧都になつたという事実から「官位・官寺・官僧」について誤認をしてしまつたのだと考えられる。

また「戒壇」の問題において、実相が指摘するように有部律を受戒するのであれば、有部律の師から受戒する必要がある。そこで学如の主張する三師七證（四分律の師より有部律を受戒）について、律行上、法の成就という視点から考えても、授戒を行ふのは難しいと言えよう。

以上のことより、二師の主張は、実相の説にいくらかの分があるようではあるが、それぞれが自身の理想とする「戒律觀」を持っていたためにおきた、すれ違ひの論争であると考えられる。

一 ここでは戒律を受持、伝授する律師であり、僧綱の律師の意味ではない。

二 佐竹隆信「東長寺所蔵『開祖即禪実相和尚伝記』の紹介と翻刻」『川崎大師教学研究所紀要』第三号

三 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』一丁右

四 有部律復興運動の概要については、上田天瑞師『戒律の思想と歴史』、拙稿「学如撰『真言律行問答』めぐって」

『智山学報』第六十二号を参照。

五 上田天瑞『戒律の思想と歴史』三三五～三三八頁

六 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』三十五丁右

七 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』三十四丁左～三十五丁右

八 上田天瑞『戒律の思想と歴史』三三七～三三八頁

九 『弘法大師全集』第二輯、七九四頁

一〇 この時代に於いて『御遺告』は、空海の真撰とされていたが、『御遺告』に関しては近年の研究により空海の著作ではないことが報告されており、それによれば『御遺告』の成立年代は九五〇年前後とされる（苦米地誠一「空海撰述の『祖典』化をめぐって—空海第三地菩薩説と『御遺告』の成立—」、『中世文学寺院資料・聖教』。武内孝善『『御遺告』の成立年代—堅惠関連の史料を中心として—』、「密教学研究」第四十三号）。

一一 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」十二丁右

一二 法相、三論の兼学については苦米地誠一氏により『御遺告』成立時の背景、醍醐寺等や寛空（八八四～九七二）の関わり、同時に『御遺告』には東寺長者による兼任の根拠を求める意図があつたことが指摘されている（苦米地誠一「空海撰述の『祖典』化をめぐって—空海第三地菩薩説と『御遺告』の成立—」、「中世文学と寺院資料・聖教」）。

一三 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」一丁右～一丁左

一四 本来、「宗」というのは学問の意味であつて、それ自体で教団を意味するものではない（苦米地誠一「諸宗の

制度的兼学と重層的兼修』、『小峰彌彦先生 小山典勇先生 古稀記念

転法輪の歩み』)。

- 一五 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」八丁右
一六 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」九丁右(九丁左
一七 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』十一丁左
一八 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』十二丁右
一九 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』十二丁左
二〇 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十四丁左
二一 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」三丁右
二二 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十三丁左
二三 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十四丁右
二四 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十四丁右
二五 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」四丁左
二六 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」五丁右(五丁左
二七 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』の翻刻」五丁左(六丁右
二八 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』十四丁左(十五丁右
二九 『大正藏』卷五十二、八六〇頁上。
三〇 『弘法大師全集』第三輯、四四七(四四八頁
三一 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』七丁左(八丁右
三二 佐竹隆信「『真言律行問答』卷末付属の『追加問答』について」『智山学報』第六十四号
三三 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』六丁左(七丁右
三四 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』七丁右
三五 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十七丁左

実相律師による『真言律行問答』批判

三六 上田天瑞師『戒律の思想と歴史』によれば、法明は『密宗学録童問』を著わして『真言律行問答』を批判しているとされるが、この著作について筆者は未見である。しかし、実相が『旭照霜露編』に法明の説を引用し、支持していることを考えれば、上田天瑞師が指摘されるように法明は四分律の立場をとる人物であり、『密宗学録童問』も『真言律行問答』を批判した書であると考えられる。

- 三七 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十八丁右
三八 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』二十九丁右
三九 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』一十九丁左
四〇 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』一十九丁左～三十丁右

四一 龍谷大学図書館所蔵『旭照霜露編』三十丁右

四二 『大正藏』卷七十八、九十六頁上。

四三 『統群書類從』卷八、一〇八頁下。

四四 『弘法大師全集』第二輯、七八七頁

四五 『弘法大師全集』第二輯、七九一頁

四六 武内孝善「東寺長者致九・十世紀を中心として」（上）『密教文化』第一二一〇号、武内孝善「東寺長者致九・十世紀を中心として」（下）『密教文化』第一二二号

四七 佐竹隆信「学如撰『真言律行問答』めぐって」『智山学報』第六十三号

〈キーワード〉 千如寺、実相、『旭照霜露編』、学如、『真言律行問答』